

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対する
サービス継続支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、名古屋市補助金等交付規則(平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、本市内の障害福祉サービス等事業所等(以下「事業所等」という。)が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう支援を行うことを目的とする。

(事業内容)

第3条 補助金は次の事業を交付対象とし、対象事業所等の種別や補助基準単価は別表1のとおりとする。

(1) 事業所等におけるサービス継続支援事業

次に掲げる①から⑤のいずれかに該当する事業所等が、当該事業所等の建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費について支援を行う。

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した事業所等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む)
- ② 濃厚接触者に対応した事業所等(この場合の濃厚接触者は利用者のみを指す)
- ③ 本市から休業要請を受けた事業所等
- ④ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所(①、②の場合を除く)
- ⑤ ①、③以外の事業所等であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所

(2) 事業所等との協力支援事業

感染者が発生した事業所等の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該事業所等の利用者の受入れや当該事業所等への応援職員の派遣等の協力支援する、以下の①又は②に該当する事業所等に必要な経費について支援を行う。

- ① (1)の①又は③の事業所等に対し、協力する事業所等
- ② 感染症の拡大防止の観点から、必要があり自主的に休業した事業所等に対し、協力する事業所等

なお、(1)⑤「当該事業所の職員により、居宅でのできる限りのサービスを提供した」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年4月9日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

及び「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（R2.4.9厚労省通知）別添に係る名古屋市QA第2版」（以下、「臨時的取扱いの事務連絡及び市QA第2版」という。）に基づき本市に自主休業の届出を行った上で訪問によるサービス提供をしている場合を指す。

また、(2)②「自主的に休業した」とは臨時的取扱いの事務連絡及び市QA第2版に基づき上記届出を行っており、かつ各事業所が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（(1)⑤の訪問によるサービスのみを提供した場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。

（対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、別表2 対象経費のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、障害福祉サービス等の報酬及び他の制度による経費助成（補助）で措置されているものは、本事業の対象としないものとする。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象の事業所等を現に運営する者であって、市長が認めたものとする。

（交付額の算定方法）

第6条 交付額は別表1に定める各事業所等において、次に掲げる額のうち最も少ない額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）を、第3条の支援事業(1)(2)ごとに算定し、その合計とする。

ア 第4条に定める対象経費の実支出額

イ 別表1に定める基準単価から算定した額

ウ 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。なお、同申請書提出前の経費であっても、第4条に該当するのは対象とする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ、交付を決定し、その旨を申請者に対して通知するものとする。

2 前項の審査のうち、感染者や濃厚接触者については、保健センター等が把握する感染者等の情報と突合して確認を行う。

（交付決定の変更及び中止）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業の内容を変更（軽微な変更は除く。）、中止、廃止しようとするときは、速やかに新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付変更（中止・廃止）申請書（様式第2号）を作成し、必要書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえ、交付決定の変更又は取消を決定し、その旨を補助事業者に対して通知するものとする。

3 前項の規定による補助金の交付決定の変更又は取消の決定を受けた補助事業者が既に補助金の交付を受けている場合は、市長は既に交付した補助金の全部若しくは一部を補助事業者から返還させることができる。

（交付の条件）

第10条 補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

(1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

(6) 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月1日までに市長に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(8) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了日（事業の中止又は取消しの決定を受けた場合は、その決定を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(報告等)

第 11 条 市長は、補助事業者に対して、その事業の実施状況について、指示し、報告を求め、又は審査することができる。

(申請の取下げ)

第 12 条 規則第 8 条第 1 項の規定による申請の取下げは、補助事業者が、第 8 条及び第 9 条の規定による通知を受けた日から 14 日以内にその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の完了日（第 9 条による中止、廃止があった場合は、その決定を受けた日）から起算して 20 日を経過した日又は対象経費を支払った日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業補助金実績報告書（様式第 4 号）を作成し、同書に掲げる書類を添え市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 14 条 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、内容を審査し、本市検査員による検査確認を行い、適正と認められた場合に補助金を交付するものとする。

ただし、市長が特に必要と認めた場合に限り、検査確認前に補助金を交付すること及び補助金を分けて交付することができるものとする。

(取消し及び返還)

第 15 条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたことが明らかとなったとき。
- (2) 第 10 条各号に規定する条件のいずれかに違反したとき。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 21 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 補助基準単価

単位：千円

事業所等の種別 ※1		サービス継続支援事業（第3条(1)）					基準単価	協力支援事業 （第3条(2)）
		対 象						基準単価
		①	②	③	④	⑤		
通 所 系	1 療養介護	○		○		○	1,978	989
	2 生活介護	○		○		○	631	316
	3 自立訓練（機能訓練）	○		○		○	288	144
	4 自立訓練（生活訓練）	○		○		○	228	114
	5 就労移行支援	○		○		○	221	110
	6 就労継続支援A型	○		○		○	279	140
	7 就労継続支援B型	○		○		○	294	147
短期 入所	8 短期入所	○	○	○			146	73
入 所 ・ 居 住 系	9 施設入所支援	○	○		○		1,013	506
	10 共同生活援助（介護サービス包括型）	○	○		○		335	167
	11 共同生活援助（日中サービス支援型）	○	○		○		259	129
	12 共同生活援助（外部サービス利用型）	○	○		○		150	75
訪 問 系	13 居宅介護	○	○				107	41
	14 重度訪問介護	○	○				175	67
	15 同行援護	○	○				60	23
	16 行動援護	○	○				106	41
	17 就労定着支援	○	○				35	17
	18 自立生活援助	○	○				19	9
相 談 系	19 計画相談支援	○					50	25
	20 地域移行支援	○					36	18
	21 地域定着支援	○					38	19

注 ・事業所等ごとに、(1)及び(2)についてそれぞれ基準単価まで交付することができる。

※1 事業所等は、補助金の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで交付することができる。

別表2 対象経費

事業の別	対象の別	対象経費
サービス継続 支援事業 (1)	①～③ 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費 ・事業所等の消毒・清掃費用 ・感染症廃棄物の処理費用 ・感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 ・一定の要件に該当する自費検査費用（障害者支援施設等に限る。別添1のとおり） <p>（以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替サービス提供に伴う緊急費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため、緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
	④	一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり）
	⑤	<p>【居宅を訪問してサービス提供をする場合に必要な費用で、代替サービス提供期間の分に限る】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替サービス提供に伴う緊急費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため、緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
協力支援事業 (2)	①② 共通	<p>【利用者受入や職員の応援派遣に係る費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加で必要な人材確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用

別添1

本交付要綱第3条(1)④に規定する「発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所(以下「障害者支援施設等」という。)」に対する交付の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 対象者及び要件

- ・濃厚接触者と同居する職員
- ・発熱等の症状(※)を呈するが保健所等より経過観察を指示された職員
 ※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を示す。
- ・面会后、面会に来た家族等が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所(居)者など、感染が疑われる理由がある者で、以下の①及び②の要件に該当する場合、
 - ① 近隣自治体や近隣施設等で、感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在する障害者支援施設等
 - ② 地域の医療機関等を受診し、行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等でのクラスター発生未然防止の観点から、障害者支援施設等の判断で実施した自費検査

(2) 上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。ただし、別表1の基準単価の範囲内。

(3) その他

- ア、個別の職員や利用者の状況や事情を考慮しない、障害者支援施設等の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。
- イ、地域の医療機関等において、行政検査の対象外と判断されたが、障害者支援施設等の判断で自費検査を実施するに至る経緯及び理由書を作成し、医療機関等の受診時の領収証など経緯が確認できる書類等を添付して提出すること。
- ウ、感染者が確認された場合は、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。